

令和6年5月20日

企画競争に関する公告

次のとおり企画競争について公告します。

東京都豊島区東池袋1丁目24番1号
独立行政法人 勤労者退職金共済機構
一般の中小企業退職金共済事業等勘定
建設業退職金共済事業等勘定
清酒製造業退職金共済事業等勘定
林業退職金共済事業等勘定
業務経理契約担当役
理事 松本 圭
建設業退職金共済事業等勘定
特別業務経理契約担当役
理事 松本 圭

1. 企画競争に付する事項

運用コンサルティング業務

2. 契約期間

契約日から1年間

3. 業務内容

マネジャー・ストラクチャーの変更に関する企画立案等についてのコンサルティング業務。(関係行政機関や各種委員会等からの照会事項に対する報告・資料作成面等でのサポートを含む)

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 次に該当しない者であること。

- ① 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 経営状況や信用度が極度に悪化している者
- ③ 次の(ア)から(カ)までのいずれかに該当する者でその事実があった後2年を経過しない者

- (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関し不正行為をした者
 - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
 - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - (オ) 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - (カ) 上記(ア)から(オ)までのいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- ④ 独立行政法人勤労者退職金共済機構（以下「機構」という）反社会的勢力対応規程第2条に規定する反社会的勢力に該当する者
- ⑤ 一般競争(指名競争)参加資格申請書若しくはこれに添付する書類中の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事項について記載しなかった者
- (2) 令和6年6月7日現在において令和4・5・6年度の全省庁統一資格における「役務の提供等」の等級「A」・「B」・「C」いずれかの認定を受けていること。
なお、全省庁統一資格を有しない場合は、独立行政法人勤労者退職金共済機構における一般競争(指名競争)参加資格「役務の提供等」の等級「A」・「B」・「C」いずれかの認定を受けていること。
- (3) 業務の全部又は総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理に係る部分を第三者に再委託しないこと。
- (4) 主たる事務所が日本国内にあること、また、機構との手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨であること。

5. 企画競争に係る応募手続き

- ・ 応募を希望する会社は、事前に別添「企画競争参加申込書」へ必要事項を記入の上、令和6年6月10日(月)16時までに9.の受付先にE-mailで申し込むものとする。
- ・ E-mailの件名欄(Subject)は【運用コンサルティング業務に係る企画競争参加申込】(会社名)とすること。
- ・ E-mail受領後、応募のあった会社に対しては、E-mailにより2営業日以内に受領確認を送信する。受領確認メールが届かない場合は、電話にて9.の受付先まで照会すること。また、応募会社に対しては、『「運用コンサルティング業務」に係る企画書作成要領』等を暗号付Zipファイルでメール送付する。受信及び復号化ができない場合は、「企画競争参加申込書」の送付時に申し出ること。
- ・ 機構では、フリーメール等画一的な約款や規約等への同意のみで利用可能な外部サービスを利用したE-mailの送受信には対応していないため、E-mailの送信にあたっては、企画競争参加者ドメイン等のアドレスを使用すること。
- ・ 締切り以降の申し込み、応募申請書の不着については理由の如何を問わず受け付けない。また、

メール送信上の事故(不着等)については、当方は一切の責任を負わない。

6. 『「運用コンサルティング業務」に係る企画書』の提出期限・方法

- ・ 提出期限は、令和6年6月20日(木)16時までとする(提出方法および内容は『「運用コンサルティング業務」に係る企画書作成要領』にて指示する)。
- ・ 提出後は内容変更等を一切受付けない。また、提出書類は返却しない。
- ・ 虚偽または著しく誤解を与える記載を行った場合は、失格とする。
- ・ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は無効とする。
- ・ 提出された書類、個人情報については機構限りとし、企画競争の審査以外の目的で利用しない。

7. 今後の予定

- ・ 提出された書類をもとに書類審査による第1次審査を実施する。
- ・ 第1次審査の結果は応募のあった会社にE-mailで通知するが、不採用の理由は通知しない。なお、第1次審査の結果は一切開示しない。
- ・ 第1次審査を通過した会社に対しては、別途、第2次審査(プレゼンテーション実施)の連絡を行う。

8. 企画競争に関する質問の受付

- ・ 質問は、9. の受付先にてE-mailで受付ける(E-mail以外の問合せは受付けない)。
- ・ 件名欄(Subject)は【「運用コンサルティング業務」企画競争に関する問合せ(会社名)】とすること。

9. 受付先

独立行政法人 勤労者退職金共済機構
資産運用部 運用企画課 村瀬、池田
E-mail : uny01@taisyokukin.jp

10. 契約保証金

全額免除する。

11. 公正な企画競争の確保

企画競争参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

12. 企画書の無効

本公告に示した企画競争に必要な資格のない者の企画書は無効とする。

13. 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

14. その他

詳細は、『「運用コンサルティング業務」に係る企画書作成要領』による。

15. 契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところである。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いするものである。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなすので、御了知願いたい。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること
※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構に

おける最終職名等)

② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4)公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)